

国の重点支援地方交付金活用事業
省エネ設備導入事業補助金

市では、エネルギー価格高騰の影響による負担の軽減を図るため、省エネ設備の導入を行う中小企業者や農林水産事業者などへ、補助対象経費の1/2(上限25万円)を補助します。

募集期間

令和8年3月2日(月)から6月30日(火)まで【必着】
※ 先着順。期間内でも募集を締め切ることがあります。

申請方法

必要書類を揃え、次のいずれかの方法でご申請ください。
・「上越市電子申請システム」から申請
・産業政策課に申請書を「持参」又は「郵送」



詳細は市ホームページ
をご覧ください。

制度概要

【1】対象者

市内に主たる事務所又は事業所を有し、市税を滞納していない中小企業者等
※ 中小企業者等…中小企業信用保険法第2条第1項に該当する中小企業者、法人税法別表第2に規定する公益法人並びに営利型法人に該当する一般財団法人及び一般社団法人のほか、農林水産事業者

【2】対象事業

- ① LED対応ではない灯具からLED照明への入替え（電球等の交換のみを行うものを除く）
- ② 空調設備の入替え
- ③ 冷蔵設備(冷凍設備を含む)の入替え
- ④ ボイラ又は給湯器の入替え

※ いずれも市内事業者への発注を原則とします。
※ ②～④の事業は新品への入替えに限ります。
※ 補助金の交付は、一事業者につき事業ごとに1回限りです（過去に補助を受けた事業を含む）。

【3】対象経費

- ① 設計費：機械装置・建築材料等の設計に必要な経費
- ② 設備費：機械装置等の購入、製造などに必要な経費
- ③ 工事費：配管や配電等の工事、機械装置の運搬・据付け、既存設備の撤去、廃棄処分などに必要な経費

※ 交付決定前に発注・契約等した経費は対象外です。

【4】補助率

対象経費の1/2（上限額25万円） ※ 税抜額での算定となります。

制度の詳細・お問合せ

上越市 産業部 産業政策課 産業振興係
〒943-8601 上越市木田1-1-3 ☎025-520-5729